

富田林市規則第43号

富田林市地域生活支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援事業の種類)

第2条 本市が行う地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 日中一時支援事業
- (12) 訪問入浴サービス事業
- (13) 社会参加促進事業

2 市長は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を相当と認める団体等に委託することができる。

(地域生活支援事業の実施)

第3条 地域生活支援事業の実施は、利用に伴う費用の全部又は一部を給付により行う。

(地域生活支援事業の利用手続等)

第4条 第2条第1項第6号から第7号及び第9号から第12号までに掲げる事業を利用しようとする者は、福祉事務所に利用の申請をしなければならない。この場合において、その利用に係る事業が、同項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げるものであるときは、障害者等の属する世帯の課税状況を証する書面を提出しなければ

ならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかにその利用の可否を決定し、その旨を当該申請者等に通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、支給の決定に条件を付することができる。

(給付の基準)

第5条 第2条第1項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げる事業に関し、第3条に規定する費用の給付を行う場合の給付の基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	市が給付する額
日常生活用具給付等事業	<p>市長が別に定める基準額の9割（実際の価格が基準額以下の場合は、その9割）、ただし、1月あたりの給付額は、基準額（実際の価格が基準額以下の場合は、その価格）から次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 24,000円</p>
移動支援事業	<p>次により算定した額の9割、派遣時間に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、1月あたりの給付額は、派遣時間に2,000円を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 4,000円</p> <p>1回あたりの派遣時間が30分に満たない場合で、15分以上であるときは、これを30分に切り上げ、また、45分以上であるときは、これを1時間に切り上げることができる。</p>
日中一時支援事業	<p>1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 900円</p>
訪問入浴サービス事業	<p>1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 4,000円</p>

富田林市要綱第 8 4 号

富田林市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富田林市地域生活支援事業実施規則（平成 1 8 年富田林市規則第 4 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 7 号に掲げる日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障がい者等日常生活用具給付等事業」とは、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とする事業をいう。

(対象者)

第 3 条 給付等の対象者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき住民基本台帳に記録されている者、本市以外に居住し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 条に規定する自立支援給付の実施主体が本市である者又は介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 3 条に規定する保険者が本市である者（以下「本市援護の者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表の「対象者」欄に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成 1 2 年大阪府規則第 4 2 号）第 7 条第 2 項の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする者
- (5) 前 1 号から 3 号に掲げる障がい者と同等の障がいを有する者で、福祉事務所長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の給付等の対象外とする。

(1) 介護保険法の規定により、同等の給付を受けることが出来る場合

(2) 障がい者本人又は世帯員のいずれかの市町村民税所得割の額が46万円以上の場合

(3) 本市援護の者でない場合
(用具の種目及び性能)

第4条 給付等の対象となる用具の種目及び性能は、別表のとおりとする。なお、居宅生活動作補助用具の給付にあつては、富田林市障がい者等住宅改修費給付事業実施要綱（平成13年富田林市要綱第21号）に定める住宅改修工事及び補助用具とする。

(申請)

第5条 用具の給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は障がい者等日常生活用具給付等申請書（様式第1号）に申請者の属する世帯の前年分（1月から6月までの申請にあつては、前々年分）の課税状況を証する書面を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、当該申請者の世帯に係る課税台帳を福祉事務所長が閲覧することについて、当該申請者の同意がある場合は、この限りでない。

(決定及び通知)

第6条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況及び家庭の状況等を調査し、調査書（様式第2号）を作成のうえ給付等の可否を決定し、給付等を決定した者には障がい者等日常生活用具給付等決定通知書（様式第3号）及び障がい者等日常生活用具給付券（様式第4号）により、給付等を却下すると決定した者には障がい者等日常生活用具給付等却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の給付等の可否を決定し難いときは、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、児童相談所長又は、保健所長の意見を聞くものとする。

(負担)

第7条 福祉事務所長は、用具の給付等を受けた者に対し、その負担能力に応じて当該用具の給付に要する費用の全部又は一部を業者に支払うべき旨を命ずるものとする。

2 用具の給付等を受けた者が前項の規定により負担する額は、別表で

定める基準額（実際の価格が基準額以下の場合は実際の価格）から100分の90を減じた額（小数点以下切り上げ）とする。ただし、当該負担額が規則別表の日常生活用具給付事業に規定する利用者負担上限月額を超える場合は、利用者負担上限月額までとする。

- 3 用具の給付等を受けた者は、業者から用具の納品があったときは、前項の規定により用具の給付等を受けた者が支払うべき額に給付券を添えて、当該業者に支払うものとする。
- 4 業者は、用具の給付等を受けようとする者に用具を納品したときは、当該用具の費用に係る請求書に前項の給付券を添えて福祉事務所に請求するものとする。
- 5 福祉事務所長は、前項の規定による請求があったときは、納品した用具の価格から受給者が当該業者に支払った額を控除した額を規則に掲げる額の範囲内において支払うものとする。

（貸与の取消し及び返還）

第8条 福祉事務所長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取消し、用具を返還させるものとする。

- （1）偽り又は不正な手段により用具の貸与を受けたとき。
- （2）用具を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はこれらの行為をしようとしたとき。
- （3）死亡又は転出したとき。
- （4）その他福祉事務所長が不相当と認めたとき。

（用具の管理）

第9条 用具の給付等を受けた者は、当該用具の給付等の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならないものとする。

- 2 福祉事務所長は、用具の給付等を受けた者が前項に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（給付等台帳の整備）

第10条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、障がい者等日常生活用具給付等台帳（様式第6号）を種目ごとに整備するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、障がい者等日常生活用具の給付等に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に身体障害者日常生活用具の給付等を受けている者は、この要綱の規定により給付等を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年要綱第67号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年要綱第82号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
（富田林市重度障がい者人工呼吸器用自家発電機等給付事業実施要綱の廃止）
- 2 富田林市重度障がい者人工呼吸器用自家発電機等給付事業実施要綱（平成21年富田林市要綱第27号）は廃止する。

附 則（平成24年要綱第56号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年要綱第32号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
（富田林市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止）
- 2 富田林市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年富田林市要綱第5号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に難病患者等日常生活用具の給付を受けている者は、この要綱の規定により給付を受けた者とみなす。

（富田林市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の廃止）

- 4 富田林市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱（平成19年富田林市要綱第1号）を廃止する。

附 則（平成26年要綱第24号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年要綱第71号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 27 年要綱第 71 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年要綱第 25 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。